第3次芦屋町教育大綱(素案) パブリックコメント実施結果

1. 意見募集の結果

意見等の提出 0件 (意見0件、質問0件、その他0件)

2. パブリックコメントの実施内容

- (1) 意見募集の対象 町内に居住、または通勤・通学している人
- (2) 実施期間 令和5年12月25日(月)~令和6年1月24日(水)
- (3) 周知方法 広報あしや1月号(12月25日発行)、町ホームページ、素案配布場所での掲出
- (4) 案の配布場所

芦屋町役場(総合案内、企画政策課、学校教育課)、中央公民館、芦屋東公民館、山鹿公民館、総合体育館、町民会館 ※町ホームページからもダウンロード可

(5) 意見の提出方法

所定様式または任意様式に必要事項(住所、氏名、年齢、性別、連絡先)を記入 し、持参、郵送、ファクス、電子メールにて提出

- (6) 意見に対する対応
 - ・提出された意見は、大綱策定の参考とします。
 - ・意見は住所、氏名などの個人情報を除き、町の考え方とあわせて公表します。また、提出者に対する個別の回答は行いません。
 - ・誹謗中傷や匿名の意見、電話による意見は受付けできません。

3. 今後のスケジュール

3月末まで 大綱決定